

# 勸告等の骨子

平成21年5月14日  
高知県人事委員会

## 勸告等のポイント

- (1) 本年6月の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数の一部を凍結（0.175月分）
- (2) 凍結分の取扱いについては、本年秋に必要な措置を勸告

## 1 勸告にあたっての基本的な考え方

- (1) 地方公務員の給与の決定原則（地方公務員法）
  - ・生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間事業所の従事者の給与等を考慮して定めなければならない
  - ・社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない
- (2) 職員の期末・勤勉手当の支給月数の決定方法  
民間事業所で過去1年間に支払われた一時金（ボーナス）の支給実績を調査したうえで、職員の支給月数と比較を行い、必要があれば職員の支給月数の改定を勸告することが基本

## 2 本年の民間夏季一時金の決定状況（民間企業における夏季一時金に関する特別調査）

現在の厳しい経済情勢の中、民間企業の本年夏季一時金が前年水準を大きく下回ることが予想されたため、県内の民間事業所の本年夏季一時金の決定状況を把握するための調査を特別に実施（4月16日～27日）

県内94事業所の本年夏季一時金の決定状況等について調査

### 【調査結果の概要】

- ・調査完了率 78.7%（80事業所から回答・うちボーナス制度が存在しない6事業所を除く74事業所について集計）
- ・夏季一時金決定済事業所 14事業所（事業所・従業員割合とも母集団の約2割）
- ・現時点では民間従業員の約8割の夏季一時金が未定
- ・決定済事業所における対前年増減率は産業間で大きなばらつき
- ・対前年増減率は 7.3%（参考：国 13.2%）
- ・決定済事業所以外の事業所を含め、全体として、夏季一時金が前年に比べて減少する傾向がうかがわれる

## 3 勸告等の内容

- (1) 特例措置の実施
  - ・民間の夏季一時金の調査結果
  - ・国家公務員に対する人事院勸告の内容
  - ・本県職員と国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数の差（県2.125月 国2.15月）などにより判断

- (2) 特例措置の内容

平成21年6月の期末・勤勉手当の支給月数の一部（0.175月分）の凍結を勸告

	現行	凍結分		凍結後			
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
一般職員	2.125	0.175	0.15	0.025	1.95	1.25	0.70
特定幹部職員	2.125	0.175	0.10	0.075	1.95	1.10	0.85

なお、特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、現在実施中の民間給与実態調査において、県内の民間事業所における一時金（ボーナス）の支給実績を調査した上で、本年秋に必要な措置を勸告することを報告

- (3) 勸告の実施時期

この勸告を実施するための関係条例の公布の日